

S h i k i

今回の定例会



議会だよりしき No.203 2024.2.1

12月定例会等の情報をお伝えします

- 年頭のごあいさつ…………… P 2
- 一般質問…………… P 3～9
- 議案等一覧及び審議結果…………… P 10
- 賛否の分かれた議案等の表決結果・行政視察報告等… P 11
- 決議第1号について…………… P 12

令和6年能登半島地震で犠牲になられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

年頭のごあいさつ



志木市議会 議長 志木 潔

新年にあたり、市議会を代表いたしまして、年頭のごあいさつを申し上げます。去る1月1日に発生しました、能登半島地震に際し、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されましたすべての皆様にお見舞い申し上げます。

平素より市議会に対しまして、深いご理解とあたたかいご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年は、「活気あふれるまち

志木市」として、発展の年となりました。

多くの市民の皆様が参加できるイベントが数多く開催され、中でも九都県市合同防災訓練では、市庁舎というは親水公園にて、大々的な防災訓練のほか、住民の防災に対する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的とした「防災フェア」も同時に開催され、志木市に大勢の方が集まり、様々な交流を深めることができたところであります。

さらに、本庁舎は、市民が利用しやすくにぎわいの創出の場として、そして周辺の環境と共生する庁舎として、2023年度グッドデザイン賞を受賞し、ますます志木市の魅力を全国に発信することができた年でもありました。

また、志木市議会では、令和5年3月定例会より、本会議や常任委員会等において、タブレット端末を導入し、議会関連資料を電子化することで、経費削減、労務及び環境負荷の軽減を図るとともに、効率的な議会運営に努め、議会ICT化を進めてまいりました。

引き続き、議会完全ペーパーレス化に向けて、作業の効率化、スマートな議会

運営を進めてまいります。

そのほか、議場マルチビジョンやモニターを使用した一般質問中の資料の映写、中継映像の配信を行っています。

今後におきましても、ホームページや議会広報等を活用しながら、市民にとって開かれた議会として、よりわかりやすく議会を身近に感じていただけるよう一意専心に取り組んでまいります。

本年も市民の皆様のご代表者として、人格と倫理の向上に努め、品位を損なうことがないよう不断の努力と研さんを重ね、市民目線に立った信頼される議会運営及び議員活動を行ってまいります。

結びに、本年が市民の皆様にとりまして天高く昇る龍の如く勢いのあるすばらしい年となりますことを心から祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます。



一般質問



天田 いづみ
リベラル市民21

小中一貫教育について

◎天田いづみ議員

志木市は、学社融合の一体的な地域連携を進めており、今度は各中学校区で小中一貫教育という課題が出てきている。小中一貫教育を推進する上で、施設の学社融合ではなくして、今度は学校と地域がいよいよ一体となって、連携を深めながら進める教育を目指すべきであると考えます。

様々な心配の声はあるが、保護者や関係者の方々の声もしっかり聞きながら、ビジョンを掲げて、学校を拠点に地域みんなで子どもたちを育てていく。そして、学校を拠点に先々を見据えた地域づくりをしていくということについては、志木市らしいかなと考えますが、所見を伺う。

◎教育長

現在本市では、地域の方と協力した

防災教育への取組や保護者を講師としたキャリア教育の実施、保護者や地域の方による児童・生徒への本の読み聞かせ活動、算数や家庭科の裁縫の学習支援、学区探検の引率補助の協力をしていただくなど、児童・生徒の学習環境の充実を図っている。

志木市小中一貫教育基本方針では、地域と共有する学校づくりの発展を掲げ、地域ぐるみで児童・生徒の9年間の連続した学びを支えることは、地域で子どもを育てる意識を醸成し、子どもたちの郷土愛も高めることとなることから、地域とともに特色ある学校づくりを進めていく。

また、各中学校区の小中一貫教育推進計画も、地域人材が児童・生徒の成長過程に関わることで効果を明記している。さらに、児童・生徒の学校、地域への愛着が強まることや、教育活動から地域の活性化や課題解決につながる学習活動を見いだし、授業実践につなげることができるとしている。

今後小中一貫教育の一環として、各中学校区において9年間を見通した地域と共にある学校づくりを充実させていく。

その他の質問項目

●志木市の健康政策について

●重層的支援体制整備について

●第三期志木市環境基本計画について



阿部 竜一
公明党

おくやみの諸手続きについて

◎阿部竜一議員

窓口一本化について、市民からご要望をいただき、家族や親族の方のお亡くなりに伴う諸手続きが複雑かつ多岐にわたっており、家族を亡くした心労の中、遺族が手続きを行うのは大変な困難を伴う。志木市のご遺族の方へという冊子を見たが、1階から3階までのいろいろな窓口へ行き、場合によっては水道庁舎や市民サービスセンターを回り、厚生年金の場合は川越まで足を運ばなければならぬ。高齢の遺族の場合、子どもがいるときでないと手続きできないとか、また高齢の方が単独になってしまった場合、どうしていいか困るといった話を伺った。

そういった遺族の負担軽減を図るために、市役所におくやみ専門のワンストップ窓口を設置し、今現在、総合窓口で行っている書かない窓口のように、関係書類を一括して作成、受領す

ることができないか、所見を伺う。

◎市民生活部長

大切な家族を亡くされた遺族が大きな悲しみの中で諸手続きを行うことは、大変負担であることと認識している。現在では、総合窓口課戸籍窓口で、市役所13課59の諸手続きについて分かりやすく案内した「ご遺族の方へ」と題した冊子を、死亡届出の際に渡している。

また、後日、諸手続きのために来庁された折には、総合案内などで話を伺い、必要な手続きを確認した上で、それぞれの担当窓口へご案内するなど、主要な手続きについてはワンフロアで完結できるように対応している。

提案の死亡に伴う諸手続きを1つの窓口で完結できるおくやみ窓口の設置については、遺族の負担軽減を図る上で大変有効であると認識している。

今後の対応としては、諸手続きの関係書類をシステムにより一括作成することは、導入費用の観点から現時点では難しいと考えているが、遺族の負担軽減を図ることができることから、実施に向けて検討を進めていく。

その他の質問項目

●産後ケアについて

●ケアラー支援について

●焼却灰に含まれる有価物について



今村 弘志
公明党

市内公共施設のAEDに三角巾を配備することについて

◎今村弘志議員

AED自動体外式除細動器を使った救命処置は、未使用時と比べて社会復帰率が4倍にも増加することから、以前は法律で医師など限られた人しか使用できなかったが、その後、一般市民による使用が解禁され、多くの命が救われている。駅や市役所などの公共施設への設置に加え、夜間や休日でも利用できるコンビニへの設置なども進んでいるが、残念なことに、人前で倒れた患者に実際に使われたのは僅か4%と少なく、AEDの設置場所を周知する取組が重要である。

そこで、市内公共施設の設置状況と設置場所周知の取組について、京都大学等の研究グループが、女性に配慮して、三角巾などをAEDケースに備える取組をしているが、令和2年度以降のAEDの使用実績と、本市でも女性に配慮したAEDの使用方法的取組が

必要と考えるが、所見を伺う。

◎子ども・健康部長

本市のAEDの設置状況は、公共施設に55台設置しており、施設の管理者が、日常点検を含め適切な管理を行っている。また、設置場所は、埼玉県及び市ホームページに掲載しているほか、携帯電話やスマートフォンのGPS機能を利用し、インターネットサイトで検索できるよう公開し、広く周知に努めている。

また、使用実績については、令和2年度に宗岡第三小学校で1件、令和5年度に志木中学校で1件あり、救急自動車到着するまで職員が適切に対応したと報告を受けている。公共施設に設置しているAED内の三角巾は、現在配備していないが、プライバシー保護のほか、応急手当にも活用できると考えるので、順次進めていく。

今後、救命処置を第一に考え、職員への講習等で心肺蘇生法やAEDの使用方法を習得させるとともに、市民へも三角巾の使用方法など、プライバシーに配慮した取組の周知、啓発に努めていく。

その他の質問項目

- 相続登記の義務化について
- 市販薬乱用の防止に向けて
- 誰もが安心して利用できる交通サービスについて



西川 和男
公明党

教育施策について

◎西川和男議員

昨年9月議会で、中学校の通級指導教室の設置について一般質問し、中学校にも通級指導教室を設置することは、児童・生徒の特性による困難さを改善、克服するために大変有効な手段であると考えており、設置場所、籍を置く予定のある児童・生徒の状況や人数、担当教員の確保、環境整備など、様々な条件を精査しながら、今後、体制整備に向けた検討を進めていくとの大変前向きな答弁があった。その後、中学校での通級指導教室の設置に向けて、現在の状況と設置に向けた今後の取組について伺う。

◎教育政策部長

通級指導教室では、通常学級に在籍しながら一部特別の指導を必要とする児童・生徒に対し、一人ひとりの特性に応じて作成した特別の教育課程に基

づき、自立活動として障がいに応じた特別の指導を実施している。

通級指導の開始に当たっては、学校と本人、保護者が面談を重ね、就学支援委員会の判断を踏まえて、合意形成を図っている。また、目標を達成した段階で通級指導の終了となり、継続の必要性については毎年度確認をしている。

現在、本市では、志木第三小学校及び宗岡第三小学校に発達障がい・情緒障がい通級指導教室を設置しており、今年度はそれぞれの教室でおよそ20名の児童が通級指導を受けている。

中学校に通級指導教室を設置することとは、本市の目指す決して誰一人取り残さない教育を推進するために有効な手段の一つであると認識している。

通級指導教室を新しく設置するに当たっては、まずは通級指導を担う教職員の確保が不可欠であり、引き続き学校現場の状況や教育的ニーズを把握しつつ、特別支援教育の専門性を有する教職員の育成に努め、早期の実現に向けた取組を推進していく。

その他の質問項目

- 自主防災組織の取組について
- 内水対策について
- 交通安全対策について
- 行政施策について



水谷 利美
日本共産党

義務教育学校について

◎水谷利美議員

パブリックコメントの取り方について、今後、1月中旬からパブリックコメントに取りかかるという説明を受けているが、まず、この対象者というのはどのように規定する予定となっているか。在住、在勤の方となるが、子どもたちの意見も聞くべきだと思っが、その点について、どう考えているか、伺う。

今回の取り方については、様々な意見が出ており、市民アンケートという要求も出てきている。それは、今回の計画に賛成か、反対かということについてはつきり分かるような取り方を行っていくべきだと思うが、その点についてどのように考えているか伺う。

今回行うパブリックコメントの対象は、今回示されている推進計画案についてのみとするのか。基本方針に対しての意見もたくさんあるが、これもき

ちゃんと対象にするという内容になるのかどうなのか。その辺が大変分かりづらいので、パブリックコメントの対象の範囲について伺う。

また、これは反対という声が多ければ、きちんと中止する、或いは延期をするということを考えているのかどうか。判断基準というのを事前にきちんと示しておくべきだと考えるが、所見を伺う。

◎教育政策部長

志木市小中一貫教育推進計画案に対する意見公募手続については、志木市意見公募手続条例に基づき行うものであり、市内在住、在勤、在学者などから意見の提出を受けることとしている。

また、志木市小中一貫教育推進計画案については、市ホームページに掲載するとともに、公共施設に閲覧用として配架する予定である。この意見公募手続によりいただいた意見について考慮し、次代を担う子どもたちのためによりよい小中一貫教育を推進していく。

その他の質問項目

- 子ども医療費助成制度について
- 交通政策について
- 交通安全対策について
- 防犯対策について



岩下 隆
しきの会

交通政策について

◎岩下隆議員

私は「好きです志木市！街づくり、人づくり」をスローガンに、いわしたの「いい」である「いい街志木、人によさしい街づくり」を目指しながら、交通政策について伺う。総務厚生常任委員会の行政視察で伺った倉敷市では、バス路線が廃止された地域や交通不便地域の移動手段を確保するため、地域が主体となって運営し、地域の足として定着、持続することを目指すコミュニティタクシーの「乗合タクシー制度」を構築している。

本市でも、今年度末で廃止されるバス路線があり、他にも路線バスが未だ通っていない地域があるため、同様の制度の導入や、既存のデマンド交通を担うタクシー会社に対して、乗合促進のしくみづくりや乗合用のジャンボタクシー導入補助や運用支援について検討できないか伺う。

◎都市整備部長

本年10月に策定した「交通政策の基本方針」でも乗合型タクシーの導入について検討したが、その導入にあたっては公共交通事業者との協議等が必要となり、乗合型タクシーは公共交通事業者の営業に影響を与え、既存バス路線の減便や撤退にもつながりかねないことから、地域の小さい本市では運行許可の面で大きな課題がある。また事前予約が必要になることで、現在のデマンド交通のように電話してすぐに利用することもできなくなる。さらに面的に住宅地が広がる都市部では、人の移動が目的地に応じて分散されるため乗合の発生が困難であると考えている。

こうした課題や現状の分析を踏まえ、今後の交通政策についてはデマンド交通の利用料金を見直し、利用者の負担軽減を図る。

既存のデマンド交通と乗合型タクシーとの併用については、サービスが複雑になるため乗合をマッチングするための特別なシステムの構築など課題が多いが、タクシー等を活用した交通手段については、各自治体でさまざまな形態で試行や運行がなされていることから、情報収集に努めていく。

その他の質問項目

- 中心市街地の活性化について
- ヤングケアラーについて
- 地域要望について



吉澤 富美夫
しきの会

中学校のプール授業について

◎吉澤富美夫議員

市内の中学校におけるプール事業の民間委託については、本年3月の議会でも質問をしたが、小中一貫教育に関わる年次目標を踏まえて検討していくとの答弁であった。

前回も話をしたが、民間委託によるプール事業には、教員の負担軽減や専門的な指導による授業内容の充実など、メリットがたくさんある。一方で、費用の増加や、教員の現場経験の減少など、課題も指摘されていることも認識している。

本市では令和7年度からの小中一貫教育の開始に当たり、系統的なカリキュラムの検討も順次進められていると認識しているが、小学校におけるプール授業の民間委託による成果を踏まえ、現段階で市内中学校における水泳授業の方向性について伺う。

◎教育政策部長

小学校における水泳授業の民間委託については、令和4年度から市内全8校で、計画的かつ安定的に実施ができており、専門の指導員によるきめ細かな水泳指導によって、各校とも児童の確実な泳力の向上が図られている。

また、水泳運動を苦手とする児童も、少人数での段階的な指導により、水への抵抗感も解消され、楽しんで学習に取り組んでいるなど、様々な成果が上がっているとの報告も学校から受けている。

中学校における民間プール施設での水泳授業の実施については、現段階で専科教員が授業を行うという中学校での教科指導の特性を踏まえ、本事業の目的である生徒の泳力向上における指導効果の検証及び指導計画の見直しなど、課題点を精査しながら検討している。

今後については、小中一貫教育に係る年次目的を踏まえ、引き続き学校と連携を図りながら、中学校においても効果的な水泳授業が展開できるよう早期実施に向けた検討を進めていく。

その他の質問項目

●ふるさと納税制度と本市の体制整備について



与儀 大介
無所属

義務教育学校について

◎与儀大介議員

義務教育学校設置については進めてほしいと思っているが、十分な合意形成を成すための動きができていないのではないかと懸念している。小中一貫教育に強く反対している市民団体から相談を受け、事実のほどは分からないが、住民説明会でも質問に答えてもらえないとか、合意形成をする気が見られないなどと揶揄されている。行政は一生懸命説明していることは重々承知しているが、そのように実際言われていること自体が問題である。

反対している市民団体から行政が答えていない質問を承っており、義務教育学校設置に当たった際の合意形成について、アンケートとかを何で実施しないのか、反対派の意見とかというのをどこまでくみ取る気があるのか。合意形成に欠ける進め方なのではないかというところ、現場の教職員や過去の

保護者の意見をきちんと吸い上げて反映させる意図はあるのか、今後の民意をどのように集約していくのか伺う。

◎教育長

これまで様々な機会でも保護者の方や市民の皆様の質問には丁寧にご答えてきたほか、各関係機関への小中一貫教育に関する説明、保護者へのメール等による情報を発信し、共有してきた。各説明会や懇談会等では、事前質問への回答や意見の交換をしてきたほか、市民団体の方から懇談の要望があり、実施してきた。

小中一貫教育を推進していくため、これまでの取組や立地状況などから義務教育学校とすることで、小中一貫教育の効果を最大限に発揮し、より質の高い教育の実現を目指していく。

次に、小中一貫教育について多くの方に理解していただくために、これまで行ってきた説明会や懇談会に加え、新入学説明会でも小中一貫教育に係る説明会を実施していく予定である。

また、学校での取組や中学校区での推進計画について学校から情報を発信するなど、より具体的な説明を行うことで保護者や地域の皆様の理解につなげていく。

その他の質問項目

●ふるさと納税について
●市内の空き家、空き地対策について



岡島 貴弘
志(こころざし)の会

災害時避難の多様化における本市の対応について

◎岡島貴弘議員

南海トラフ地震等による被害の想像は難しいが、本市にも相当の影響があると思われる。本市では、避難所などの様々な準備をしているが、想定を超える災害が発生してしまった場合、避難者全員の受入れは難しくなるケースも出てくる。

また、昨今の新型コロナウイルスに加えてインフルエンザなど、感染症のリスク等を嫌って避難所へ行くのをためらう方など、避難に対する考え方に、自宅避難や自分の家よりも地盤が強いであるだろうといわれるような親戚や知人の家に避難する、いわゆる分散避難の考え方が広がってきている。分散避難のうち、急激に増えているのが車中泊避難であり、車中泊避難という言葉を盛り込んだ避難ガイドブックを作成する自治体も増えている。朝

霞市では、民間企業との共催で、車中泊避難体験イベントを開催したが、本市でも体験学習会のようなものが開催できないか車中泊避難に対する本市の考え方を伺う。

◎総務部長

災害時の分散避難は、避難所の総収容人員の関係や避難所での感染症まん延防止対策の観点から有効であり、親戚や知人宅など避難所以外の安全な場所への避難については推奨している。

一方、車中泊は、避難先の選択肢の一つと捉えているが、避難の際の自動車の使用は、渋滞を助長し、緊急車両の通行の妨げになることや避難場所の駐車スペースが限られること、また、エコノミークラス症候群などのおそれもあることから、車中泊の推奨はしていない。

今後は、車中泊の危険性や市として基本的に推奨していないことを市ホームページなどで周知していく。

なお、車中泊によるリスクには健康被害などがあり、特にエコノミークラス症候群は大きな問題となっており、車中泊体験については、市として車中泊を推奨していないことから実施は考えていない。

その他の質問項目

- 学校体育施設の開放について
- 交通安全対策について



河野 芳徳
しきの会

今後の財政について

◎河野芳徳議員

1点目として、今後の財政シミュレーションについて、今後、多額な事業費がかかっていく中で、全員協議会で用いられた公債費シミュレーションの数値は以前から何が変わったのか、また改めて公債費及び地方債残高のピークについて伺う。

2点目として、新複合施設建設事業の財源について、交付税措置率の高い公共施設等適正管理推進事業債を活用すると聞いている。当該地方債を活用しなかった場合と比較して、どの程度財政的に有利となっているのか伺う。

3点目に、新複合施設以外の公共施設の更新等について、全員協議会でも計画が示され、市民体育館の解体など、多くの施設の複合化による建替え等が残っている。これらの事業費はどれくらいになるのか、また、どのような財源を見込んでいるのか伺う。

◎総務部長

初めに、公債費のシミュレーションについては、今定例会に補正予算として計上している新複合施設建設に係る事業費をはじめ、公共施設等マネジメント戦略に基づき事業実施が予定されている事業費などを盛り込んでいる。

その結果、公債費は令和12年度に29億円、地方債残高については令和8年度に338億円とそれぞれピークを迎えると見込んでいる。

次に、新複合施設建設事業については、公共施設等適正管理推進事業債を最大限活用することで、新複合施設建設に係る116億8,000万円の事業費のうち、およそ50億円の財政支援が受けられる。

次に、施設の事業費等については、事業費の総額でおよそ18億3,000万円を見込み、その中でも、市民体育館の解体については、新複合施設建設事業の一環として実施することで、令和8年度までの時限措置となっている公共施設等適正管理推進事業債の対象となることから、有効に活用していきたいと考えている。

その他の質問項目

- 中心市街地活性化基本計画について
- 新複合化施設の運用について



古谷 孝
NHKしき

子育て施策について

◎古谷孝議員

子ども医療費の助成について、就学後の児童・生徒は、本市独自の子ども医療費の助成事業により、中学3年生までの通院費、入院費が、高校3年生までは入院費が無料で、子育て世帯の家計負担の軽減と、受診しやすい環境づくりによる明るく健やかな子を育むことを目的として実施されている。

現在は、高校生の通院費が対象外であることから、家計負担が重いと訴える世帯が増え、また、中学3年生の保護者からは、来年になると医療費の補助がなくなるので困るとの声を多く耳にする。高校生への通院費の助成は、教育費などが多くかかる子育て世帯の家計への支援、また、7人に1人と言われる子どもの貧困への対策としても有効と考える。

本市の高校生の通院費への子ども医療費助成の拡充は、市の一般財源を活

用するため、様々な課題があるが、先般、埼玉県が未就学児までの医療費助成を拡充するとの報道があり、小学校3年生までの通院費、入院費、中学校3年生までの入院費を助成すると発表している。

そこで、本市が医療費の助成を拡大する場合の概算見込額はどのようになるか。また、県の施策の動向を踏まえた上で、本市で子ども医療費の助成を高校生の通院費まで拡大することを検討できないか伺う。

◎子ども・健康部長

埼玉県は、各市町村による子育て支援の充実を前提に、子ども医療費支給事業について、通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生までに対象を拡大し、併せて、所得制限を撤廃する方針を明らかにした。

通院費に係る助成対象を仮に18歳まで拡大した場合は、令和4年度の中学生の通院費助成額実績を基に算出すると、拡大分は、年間およそ5,000万円と見込み、県の助成拡大に伴う本市への補助金の増額分は、およそ3,000万円の見込みである。なお、助成の対象拡大は、令和6年度の予算編成で議論していく。

その他の質問項目

●交通施策について

●福祉施策について



多田 光宏
市政改革クラブ

子ども医療費助成制度について

◎多田光宏議員

埼玉県による子ども医療費の助成の対象を拡大するとの発表があり、現在は、未就学児のみとしている支給対象年齢を、2024年度から、通院は小学3年生、入院は中学3年生へと引き上げる方針を示した。さらに、児童手当に準じて設けている所得制限も撤廃する方針で、埼玉県内の各市町村は、独自の予算で子ども医療費の助成を行い、その対象年齢も各市町村で様々である。

志木市の場合は、現在、通院は15歳まで、入院は18歳まで助成の対象になっており、県の対象年齢の拡大により、各市町村は、今までに比べて埼玉県からの助成金が増えることになり、これを受けて、既にふじみ野市など埼玉県内の一部の市町村で、子ども医療費の助成の対象年齢の拡大が発表されている。

志木市は、通院の助成を18歳までにするなどの変更をするのか、埼玉県の助成の対象拡大の影響はどのようにあるのか伺う。

◎子ども・健康部長

埼玉県は、各市町村による子育て支援の充実を前提に子ども医療費支給事業について、通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生までに県の助成対象を拡大し、併せて、所得制限を撤廃する方針を明らかにした。

県の助成拡大に伴う本市への補助金の増額分は、およそ3,000万円の見込みとなっているが、一方で、県はこの助成拡大に係る補助金相当額の一般財源を原資として、新たな事業、又は拡充して事業を実施するよう市町村に求めており、子育て世帯の経済的支援の拡充や、働く子育て世帯への支援などの取組について、県は推奨することを現在検討している。

本市では、令和6年度予算編成の過程で議論を進めていく。

その他の質問項目

●宗岡第二小学校で9月14日に発生した集団熱中症について

●地域通貨について



安藤 圭介
しきの会

公金の管理運用について

●安藤圭介議員

地方自治法及び地方財政法で、基金や積立金の運用について規定されており、常に良好の状態が管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならぬとされている。大分県国東市の令和3年度の基金運用で、約1億4,600万円の収入があるなど、様々な自治体で取組がされている。

基金の一括運用の開始を令和元年5月から実施し、全ての基金の運用資金を1つにして基金全体で運用商品を共有しており、令和3年6月には歳入確保戦略を策定し、公金の有価証券による運用に係る基本方針の策定及び同基本方針に沿った債券運用の実施、また、戦略目標として令和7年度の基金積立金利子収入一般会計を1,000万円以上と設定され、具体的な取組事項なども掲載されている。

そこで、実際の現金の流れや管理、

運用をどうしているのか、民間でも運用している当座借越や他会計からの借入れ、貸出しを含めた管理の状況と公金の運用方法と実績について伺う。

◎会計管理者

本市の公金の運用は、金融機関への定期預金の預け入れにより行っており、歳計現金は、日々の支出の不足に留意し、基金は、所管課と協議をし、運用可能な金額を見極め、可能な範囲で預け入れをしている。利率は極めて低い状況で、最も有利な金融機関に預け入れを行い、少しでも多くの運用益が得られるよう努めている。

運用の実績は、令和4年度の利息収入は75万3,345円で、令和5年度は、上半期に合計10億円の歳計現金を預け入れ、12万3,550円の利息収入を得ている。

基金についても、これから満期を迎えるものが多く、令和4年度の実績以上の利息収入を見込んでいます。

今後、他の自治体の動向等も参考にし、どのような運用方法が可能かつ効果的なのかを見定め、最も確実かつ有利な方法による公金の運用に努めていく。

その他の質問項目

●投票率の向上と選挙事務の効率化について

●志木市自然再生条例の運用について

議会からのお知らせ

令和6年3月定例会会期日程（案）

月	火	水	木	金	土	日
2月12日 振替休日	13	14	15 開会	16	17	18
19	20 総括質疑	21 総括質疑	22	23 天皇誕生日	24	25
26	27	28 総務厚生常任委員会 市民文教都市常任委員会	29 総務厚生常任委員会 市民文教都市常任委員会	3月1日 総務厚生常任委員会 市民文教都市常任委員会	2	3
4	5	6 一般質問	7 一般質問	8 一般質問	9	10
11	12	13 閉会	14	15	16	17

※原則として、午前10時開会です。
※日程は予定であり、変更となる場合があります。



議会インターネット中継について

本会議の開催中はライブ中継を視聴できます。また、過去の定例会の録画配信もしておりますので、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。
ご利用には別途通信料がかかりますので、Wi-Fi環境下でのご利用を推奨いたします。



志木市議会インターネット中継▶

令和5年志木市議会12月定例会議案等一覧及び審議結果

令和5年11月27日～12月18日

議案等番号	件名	審議の結果	採決の状況
第55号議案	志木市市長等政治倫理審査会委員の選任について（谷修氏）	原案同意	全会一致
第56号議案	志木市市長等政治倫理審査会委員の選任について（荻野光一氏）	原案同意	全会一致
第57号議案	志木市市長等政治倫理審査会委員の選任について（鈴木隆志氏）	原案同意	全会一致
第58号議案	令和5年度志木市一般会計補正予算（第7号）	原案可決	全会一致
第59号議案	令和5年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全会一致
第60号議案	令和5年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全会一致
第61号議案	志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第62号議案	志木市税条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第63号議案	志木市災害派遣手当等の額を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第64号議案	志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第65号議案	志木市市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第66号議案	志木市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第67号議案	指定管理者の指定について	原案可決	全会一致
第68号議案	指定管理者の指定について	原案可決	賛成多数
第69号議案	指定管理者の指定について	原案可決	全会一致
第70号議案	志木市道路線の認定について	原案可決	全会一致
第71号議案	志木市道路線の廃止について	原案可決	全会一致
第72号議案	訴えの提起について	原案可決	全会一致
第73号議案	令和5年度志木市一般会計補正予算（第8号）	原案可決	全会一致
決議第1号	与儀大介議員に対する辞職勧告決議（案）	原案可決	賛成多数

賛否の分かれた議案等の表決結果(令和5年志木市議会12月定例会)

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	討 論
議 員 名		岩 下 隆	吉 澤 富 夫	鈴 木 潔	古 谷 孝	天 田 い づ み	水 谷 利 美	与 儀 大 介	多 田 光 宏	岡 島 貴 弘	阿 部 竜 一	今 村 弘 志	西 川 和 男	河 野 芳 徳	安 藤 圭 介	
第68号 議案	指定管理者の指定について	賛成	賛成	※1	賛成	賛成	反対	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	反対(水谷) 賛成(阿部)
決議第 1号	与儀大介議員に対する辞職勧告決議(案)※3	賛成	賛成	※1	賛成	賛成	反対	※2	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	—

※1：3番 鈴木潔議員は、議長のため表決に加わらず。
 ※2：7番与儀大介議員は、当該議員のため除斥となり、表決に加わらず。
 ※3：与儀大介議員に対する辞職勧告決議については、12ページに全文を掲載しております。

議案の内容について

議案の概要は市公式ホームページ「令和5年12月定例会議案等概要」をご覧ください。



議案等概要▶

おめでとうございます



河野 芳徳 議員



鈴木 潔 議員

埼玉県知事表彰
【地方自治功労】

総務大臣感謝状
【市議会議員35年以上】

議会運営委員会

令和5年10月31日(火)



群馬県太田市 視察の様子

【群馬県太田市】

・広域斎場整備について

行政視察を
行いました



行政視察の報告▲
ホームページに視察の
報告書を掲載しています。

総務厚生常任委員会

令和5年11月6日(月)~7日(火)



岡山県倉敷市 視察の様子

【岡山県倉敷市】

・乗合タクシー制度について

【岡山県岡山市】

・ヤングケアラーの取組について

与儀大介議員に対する辞職勧告決議

令和3年2月19日に多数の議員より与儀大介議員に対する猛省を促す決議が提出され、賛成多数にて可決された。猛省を促す決議に係る提出の理由として、令和3年2月15日の会派代表者会議及び議会運営委員会を自らが経営する会社の商談があるという理由で欠席届を提出して両会議を欠席した。志木市議会会議規則（昭和49年志木市議会規則第1号）第90条の規定は、前述の仕事による出張は、欠席届の理由としては認めていない。また、議員は、同条の欠席の理由には該当しないことを認識していたにもかかわらず、議長からの招状や口頭での出席要請にも応じなかった。さらに、令和2年5月19日に開催された議会運営委員会では、令和2年度分の志木市議会の会期日程について議論し、議員本人もそこに出席して承認をしていたことから、この日程で会議が開催されることは十分承知していたはずである。さらに、与儀議員は、令和2年9月30日に開催された第3回朝霞地区一部事務組合議会定例会に無断で欠席をしている。その際、議員は、同僚の議員から欠席についての指摘を受け、注意を促され、さらには当時の安藤議長より厳重注意を受けて謝罪をしている。このような議員の責務を果たせない行為により、志木市議会及び志木市議会議員に対する市民の信用及び信頼を失墜させるものであることから、当時の西川副議長より、与儀大介議員に対しては、令和3年当時、懲罰事案や辞職勧告決議など、より厳しい対応も検討できるが、公人である以上、議会の公務を最優先し、自らの意思と責任においてしっかりと議員としての責務を果たすべきであることから、志木市議会は与儀大介議員に対する猛省を促す決議を提出し、賛成多数で可決をしたところである。

そうした決議がなされた経緯があるにも関わらず、令和5年9月5日に志木市議会の本会議が開催され、総括質疑が行われたが、開会時刻の10時になっても連絡がなく、本会議を欠席し、開会後数分過ぎたところで議会事務局に電話による連絡があり、腹痛のため回復したら出席する旨の申出があったが、結果としては、出席することができなかった。さらに、令和5年11月20日に全員協議会が開催され、開始時刻の11時になっても連絡がなく欠席したが、与儀議員の自らのSNSに海外（タイ）でゴルフを行っている状況が掲載されていた。その後、11月27日の朝、志木市議会の本会議の開会前に議長に対し、全員協議会の日程を失念したことについての謝罪を行い、無断欠席を猛省している旨を陳謝した。そのような議長への謝罪がされた9日後の、令和5年12月6日、総務厚生常任委員会を無断で欠席した。志木市議会議員として責務を果たす事ができないことは、恥ずべき行為であり、断じて許される行為ではない。加えて、議長へ謝罪をしてから10日も経ていない時点で、このような事態が起きたことは、議員の謝罪がその場しのぎのものでしかなかったと断ぜざるを得ない。志木市議会議員として市民からの負託を受けている立場でありながら、このような行為を繰り返すのは恥ずべき行為であり、言語道断である。さらに、与儀大介議員のSNSでの発信についても志木市議会に対し、多くの問い合わせがある。「議員なので大麻事業ははじめました」、「デリヘル事業もやります」との発信や、「自殺救済事業をいずれやりたいと思っています」、「成果報酬型。帰国後自殺したら無料」「マリファナ吸ってる時のおれです」などと発信し、所轄の朝霞警察署も大きな関心を持っている。さらには、令和4年度に実施した総務厚生常任委員会の大分市への行政視察で撮影した議員の集合写真を無断で掲載し、「志木市議会の行政視察がゴミ」として、「なんで直接行く必要がある？」との主張を繰り返した。常任委員会の行政視察は、地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめ、関係法令に基づいて実施しているものであるということを理解していない発信であり、誤解を招くものである。こうした度重なる発信により、多くのクレームが入っており、これにより、志木市議会事務局の業務に著しい支障を及ぼし、志木市議会に対する信頼も失わせるといった迷惑行為と言わざるを得ない。志木市議会議員政治倫理条例（平成15年志木市条例第35号）の第2条は、「議員は、市民の信頼に値する高い倫理性を自覚するとともに、市民に対し自ら進んで倫理に関する高潔性を示すよう努めなければならない。」と規定している。

このことから、今回の一連の行為は、市民の負託を受けた志木市議会議員として、志木市議会議員政治倫理条例に対する理解と自覚を著しく欠く恥ずべきものであり、市民への裏切り行為であることは明白である。また、議員個人の問題にとどまらず、志木市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、品位と権威を著しく傷つけたことによる社会的、道義的責任は極めて重く、志木市議회를汚したという事実は拭い難い。よって、志木市議会は、議会への市民の信頼を回復するため、与儀大介議員は今回の経緯を厳粛に受け止め、自らの意思と責任により直ちに志木市議会議員を辞職することを、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月11日
志木市議会